

療養費の支給申請について

緊急時や旅行先でマイナ保険証等を提示しないで診療を受けたとき、コルセットなど治療用補装具代がかかったとき等、いったん全額自己負担となりますが、申請をして審査決定されれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。

種 類	申請に必要なもの	
一般診療 マイナ保険証等を提示をしないで、治療を受けたとき	・ マイナンバーカードまたは資格確認書 ・ 印鑑（シャチハタ不可） ・ 世帯主の口座のわかるもの	・ 診療報酬明細書（レセプト） 医療機関等で作成してもらってください。 ・ 領収書
治療用補装具 医師が治療上必要と認めて、治療用補装具を購入したとき （眼鏡、コンタクトレンズには、支給に上限額があります。）		・ 医師の診断書及び装着証明書 ・ 領収書及び明細書 《注意》 ・ 眼鏡・コンタクトレンズの場合は、さらに検査結果が必要 ・ 靴型装具を作成した場合は、さらにその現物の写真が必要
はり・灸・マッサージ 医師が必要と認めて同意した、施術を受けたとき		・ 医師の同意書 ・ 領収書
海外療養費 海外滞在中に医療機関にかかったとき （治療目的での渡航は、対象外です。）		・ 診療内容の明細書と領収明細書（外国語の場合は、日本語訳を添付） ・ 領収書 ・ パスポート

問合せ先

鴨川市役所 市民福祉部
 市民生活課 保険年金係
 TEL 04-7093-7839